

特定非営利活動法人
国際連合世界食糧計画WFP協会

定款

第一章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人国際連合世界食糧計画WFP協会という。略称を国連WFP協会とし、英文は、Japan Association for the United Nations World Food Programme と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市西区に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、世界の恒久平和を目指す国際連合の理念に賛同し、特に世界の飢餓撲滅を使命とする国際連合世界食糧計画(WFP)の協力を受け、食糧援助活動に関する日本国民への広報及び情報提供を行うとともに、国民各自が容易に参加できる方法と機会を広く提供することにより、世界の食糧事情及び食糧援助の必要性に関する理解を深め、日本社会からの物心両面の貢献が格段に高まることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 国際連合世界食糧計画の広報及び支援事業
 - ② 食糧援助活動に関する国民への啓発普及と情報提供事業
 - ③ その他目的を達成するために必要な事業
 - (2) その他の事業
 - ① 物品の販売
 - ② 事業の請負
 - ③ イベントの開催
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障が無い限り行うものとし、利益を生じたときは、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第三章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、評議員と賛助会員の2種とし、評議員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(評議員の入会)

第7条 評議員は、次に掲げる要件を備えなければならない。

- (1) 食糧援助をはじめとする人道支援について意欲を有し、継続的な支援を行うこと。
 - (2) 国際貢献及び社会貢献活動への意欲を有し、継続的な支援を行うこと。
 - (3) この法人の発展のために能動的かつ有益な助言を行うこと。
- 2 この法人に評議員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。
- 3 会長は、前項の申し込みがあったときは、その者が本条第1項各号に掲げる条件に適合し、かつ相当と認めたときは入会を認める。
- 4 会長は、本条第2項の規定により入会の申し込みをした者の入会を認めないときは、速やかに、書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(賛助会員の入会)

第8条 賛助会員は、次に掲げる要件を備えなければならない。

- (1) 食糧援助をはじめとする人道支援について意欲を有し、支援を行うこと。
 - (2) 国際貢献及び社会貢献活動への意欲を有し、支援を行うこと。
- 2 この法人に賛助会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。
- 3 会長は、前項の申し込みがあったときは、その者が本条第1項各号に掲げる条件に適合し、かつ相当と認めたときは入会を認める。
- 4 会長は、本条第2項の規定により入会の申し込みをした者の入会を認めないときは、速やかに、書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第9条 評議員及び賛助会員は、別途定める会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第10条 評議員及び賛助会員は、次の各号の一に該当するときは、自動的にその資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 正当な理由なく1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 第12条の規定により除名されたとき。

(退会)

第 11 条 評議員及び賛助会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 12 条 評議員が次の各号の一に該当するときは、評議会に出席した評議員の 4 分の 3 以上の議決により、これを除名することができる。この場合において、その評議員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 13 条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第四章 役員

(種別及び定数)

第 14 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 人以上 12 人以下
 - (2) 監事 2 人以上 5 人以下
- 2 理事のうち、会長、専務理事及び常務理事を各 1 人以上おくことができる。

(選任等)

第 15 条 理事は、評議会において選任する。

- 2 監事は、評議会において選任する。
- 3 会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により決定する。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 16 条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 専務理事は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理する。また、専務理事が欠けたときは、常務理事、理事の順位でその職務を代理する。但し、同じ地位の理事が複数名いた場合は、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法

令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを評議会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、評議会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 17 条 役員任期は、2 年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠のため又は増員によって就任した役員任期は、それぞれ前任者又は他の現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 18 条 理事又は監事の定数が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 19 条 役員が次の各号の一に該当するときは、評議会の議決により、これを解任することができる。この場合において、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第五章 顧問

(顧問)

第 20 条 会長は、この法人の目的及び事業の遂行に資するため、理事会の議決に基づき顧問を委嘱する。

- 2 顧問は、評議会又は理事会の諮問に応じるとともに、この法人の運営につき、必要に応じて評議会又は理事会に意見を申し出ることができる。

第六章 評議会

(種別)

第 21 条 この法人の評議会は通常評議会及び臨時評議会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 評議会は、評議員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 評議会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常評議会は、原則として毎年 1 回開催する。

- 2 前項に規定するほか、次の各号の一に該当する場合は臨時評議会を開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 評議員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 16 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 評議会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 評議会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及び審議事項を示した書面又は電磁的方法をもって、開会日の 5 日前までに招集通知を発して行わなければならない。
- 3 会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、請求のあった日から 30 日以内に、臨時評議会を招集しなければならない。

(議長)

第 26 条 評議会の議長は、評議会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 評議会は、評議員総数の 6 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(議決)

第 28 条 評議会の議事は、出席した評議員の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 評議会における議決事項は、第 25 条第 2 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、議事が緊急を要するもので、出席した評議員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 3 評議会の議決について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わる
ことができない。

(書面表決等)

- 第 29 条 評議会に出席しない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法
をもって表決することができる。
- 2 評議会に出席しない評議員は、他の評議員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前 2 項の規定により表決した評議員は、第 27 条、前条第 1 項、次条第 1 項第 2 号及び
第 50 条の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

- 第 30 条 評議会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 評議員総数及び出席数(書面又は電磁的方法による表決者または表決委任者がある
場合には、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が署名又は記
名押印しなければならない。

第七章 理事会

(構成等)

- 第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。
- 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べるができる。

(権能)

- 第 32 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
- (1) 評議会に付すべき事項
 - (2) 評議会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他評議会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事の現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 第 16 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及び審議事項を示した書面又は電磁的方法をもって、開会日の 5 日前までに招集通知を発して行わなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(議決)

第 37 条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 理事会における議決事項は、第 34 条第 2 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることはできない。
- 4 会長は、簡易かつ急を要する事項については、理事が書面又は電磁的方法により賛否を示すことを求め、これをもって理事会の議決に代えることができる。

(書面表決等)

第 38 条 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

- 2 前項の規定により表決した理事は、第 36 条及び次条第 1 項第 2 号の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者がある場合には、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第八章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は評議会の議決を経て会長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、評議会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入し及び支出することができる。

- 2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

(予算の追加及び修正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の承認を経て、既定予算の追加又は修正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、その事業年度終了後 3 箇

月以内に評議会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次の事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、その事業年度の収入をもって償還することができない借入金等新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、評議会の議決を経なければならない。

第九章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、評議会に出席した評議員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 評議会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の不能
 - (3) 評議員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、評議員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 本条第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち、評議会において出席した評議員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人、公益社団法人又は公益財団法人に譲渡するものとする。但し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、評議会において評議員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第十章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、この法人のホームページに掲載して行う。

第十一章 事務局

(事務局の設置)

第 55 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 56 条 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。この場合において、事務局長及び他の職員は、理事と兼務することができる。

(組織及び運営)

第 57 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

第十二章 細則

(細則)

第 58 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に規定する者とする。
代表理事 松村 裕幸
常務理事 出石 桂子
理事 松江 勝美
監事 加山 実
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 14 年 6 月末日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 14 年 3 月末日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第 9 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 入会金 0 円 会費 6,000 円 (1 口)
 - (2) 団体会員 入会金 0 円 会費 50,000 円 (1 口)
 - (3) 一般会員 入会金 0 円 会費 5,000 円 (1 口)
 - (4) 学生会員 入会金 0 円 会費 2,000 円 (1 口)

附則

この定款は、平成 15 年 2 月 10 日から施行する。

附則

- 1 この定款は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。
- 2 この定款の変更当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、平成 17 年 4 月 1 日から平成 17 年 12 月 31 日までとする。

附則

この定款は、平成 22 年 7 月 23 日から施行する。

附則

この定款は、平成 25 年 8 月 22 日から施行する。

附則

この定款は、平成 29 年 3 月 9 日から施行する。

附則

この定款は、平成 30 年 3 月 9 日から施行する。